



# ふれあいネットワーク情報

《H30年7月2日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

## 児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください！

皆さんの地域で「虐待を受けたと思われる子ども」、「虐待の疑いがある家庭」を見つけた場合には、「児童福祉法第25条」及び「児童虐待の防止等に関する法律第6条」の規定に基づく通告義務がありますので、次の相談・通告窓口へ御連絡ください。

### 【子どもへの虐待についての相談・通告窓口】

相談窓口	電話番号
児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)
こども支援課こども家庭相談センター	924-3341
福島県県中児童相談所	935-0611

- ◆連絡は匿名で行うことが可能です。
- ◆連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- ◆189(いちはやく)はお住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料がかかります。

【この件に関するお問合せ先】 こども支援課こども家庭相談センター TEL 924-3341



a WHO initiative  
セーフコミュニティ国際認証都市 郡山  
国内15番目・世界391番目

【編集／発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課  
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイトおよび  
郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。